

令和8年度若年者消費者トラブル広報事業業務
企 画 提 案 実 施 要 領

令和8年2月
岩 手 県

この「企画提案実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和8年度若年者消費者トラブル広報事業業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が了知し、かつ、遵守しなければならない事項を定めるものである。

本業務は、令和8年度当初予算の成立及び地方消費者行政強化交付金（消費者庁）の活用を前提に募集を行っていることから、県議会での審議状況等により、募集の停止、内容の変更、契約しないこと等の措置を行うことがある。

1 業務の概要

(1) 業務件名及び数量

「令和8年度若年者消費者トラブル広報事業業務」一式

(2) 業務の仕様等

資料2「業務仕様書」のとおり

(3) 委託期間

委託契約締結の日から令和9年3月31日まで

(4) 予算額

9,497千円以内（税込）

2 参加者の資格要件等

参加者は、下記に掲げるプロポーザル参加資格（以下「参加資格」という。）の要件をすべて満たし、かつ、県から参加資格の確認を受けた者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、代表者を定めた上で参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。

また、共同提案の場合、県は、必要に応じて、代表者以外の構成員についても、「3 プロポーザル手続き等に関する事項」に定める、参加資格の確認に必要な書類（以下「参加資格確認申請書類」という。）の提出を求める場合がある。

〔参加資格の要件〕

- (1) 本業務の実施について、県の要求に応じて岩手県立県民生活センターに来所し、対応できる体制を整えていること。
 - (2) 過去3年間において、広報事業を国、都道府県、市町村又は独立行政法人等から受託して実施した実績を有すること。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (5) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。
 - (6) 法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
 - (7) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事務所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められる者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- ※ 県は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。

- (8) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (9) (8)に定める期間内に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日建振第281号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日出総第24号）などに基づく指名停止を受けていない者であること。
- (10) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

3 プロポーザル手続き等に関する事項

(1) 担当

岩手県立県民生活センター
 住 所：〒020-0021 岩手県盛岡市中央通三丁目10-2
 電 話：019-624-2586
 F A X：019-624-2790
 メールアドレス：CB0001@pref.iwate.jp

(2) 実施要領等の交付

プロポーザルに関する実施要領等について、岩手県公式ホームページに掲載する。

※ トップページ (<https://www.pref.iwate.jp/>) → 「県政情報」 → 「入札・コンペ・公募情報」 → 「コンペ」 → 「コンペ参加者募集情報」

【交付資料】

- 資料1 企画提案実施要領（本書）
- 資料2 業務仕様書
- 資料3 企画提案書作成要領
- 資料4 企画提案審査要領

(3) 実施要領等に関する質問の受付・回答の公表

実施要領等に関する質問は、【様式1】「実施要領等に関する質問票」により受け付ける。

ア 受付期間

令和8年3月3日（火）午後5時まで

イ 提出方法

原則として電子メール又はFAXで「(1) 担当」に提出

ウ 回答方法

受け付けた質問については、質問事項と回答事項を取りまとめ、岩手県公式ホームページに掲載する。

エ 回答期日

令和8年3月6日（金）

(4) 参加資格の確認

参加者は、参加資格確認申請書類を以下のとおり提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア 参加資格確認申請書類

- 様式2 参加資格確認申請書
- 様式3 会社概要及び過去3年間の類似事業の主な受注実績
直近の財務諸表

イ 提出期限

令和8年3月9日（月）午後5時〔必着〕

ウ 提出方法及び提出先

持参又は郵送で上記「(1) 担当」に提出（持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から

午後5時までの間に直接提出)

エ 確認結果

参加資格の確認結果は、令和8年3月11日(水)までにメールで通知する。

オ 留意事項

(ア) 上記書類を提出期限までに提出しなかった者又はプロポーザル参加資格が認められなかった者は、企画競争に参加することができない。

(イ) 参加資格の確認は、上記「イ 提出期限」の日をもって行う。

(ウ) 参加資格確認申請書類に虚偽の記載が判明した場合には、参加資格を取り消すとともに、当該参加者が行った企画提案を無効とすることがある。

(5) 参加資格の喪失

参加者は、「4 受託候補者の選定方法等に関する事項」に定める企画提案選定委員会の実施日までに、参加資格の要件に該当しなくなった場合は、参加資格を失う。

(6) 企画提案書等の提出

参加者は、企画提案書等を以下のとおり提出するものとする。

ア 提出書類

資料3「企画提案書作成要領」で定める書類

イ 提出部数

6部(正本1部・副本5部)

ウ 提出期限

令和8年3月16日(月)午後5時〔必着〕

エ 提出方法及び提出先

持参又は郵送で上記「(1) 担当」に提出(持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に直接提出)

オ 留意事項

(ア) 提案は参加者1者につき1提案とし、複数提案は認めない。

(イ) 一度提出した企画提案書等は、これを書換え、引換え、撤回することができないものとする。

(ウ) 企画提案にあたり、写真、記事、イラスト等を使用する場合は、その所有者、保護者等から承諾を得ること。

(7) 企画提案の無効

上記「(4) 参加資格の確認」により参加資格が認められなかった者の企画提案及び以下のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

ア 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案

イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

ウ その他、企画提案に関する条件に違反した提案

(8) 参加の辞退

ア 参加資格を認められた者が、「4 受託候補者の選定方法等に関する事項」で定める審査に参加しない場合は、企画提案選定委員会の実施日の前日までに、【様式4】「参加辞退届」を持参又は郵送で上記「(1) 担当」に提出しなければならない。

イ アにより参加しなかった者は、これを理由として、以降県が実施する他の企画提案審査等について不利益な取扱いを受けることはない。

4 受託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 受託候補者の選定方法

企画提案の審査は、資料4「企画提案審査要領」に基づき、企画提案選定委員会において行う。

なお、企画提案等の内容が、上記「1(4) 予算額」を超えた場合は、審査の対象としないものとする。

(2) 企画提案選定委員会の開催

ア 開催日時（予定）

令和8年3月23日（月） ※ 別途通知

イ 開催場所（予定）

岩手県立県民生活センター 2階 研修室

ウ 開催方法等

(ア) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者による委員会でのプレゼンテーションに基づいて行う。

(イ) プレゼンテーションの実施に当たっては、パソコン及びプロジェクターの使用は認めるが、追加資料等の提出は認めない。

(ウ) プロジェクター等の機材を使用する場合は、事前に連絡することとし、この場合の機材は、参加者の持込を原則とする。

(エ) プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。

(オ) プレゼンテーションの時間は、1者当たり25分（説明15分、質疑応答10分）とする。ただし、都合により、1者当たりのプレゼンテーションの時間を変更する場合がある。

(3) 受託候補者の決定

ア 県は、企画提案選定委員会の審査結果に基づき、第1順位の受託候補者を決定する。

イ 審査結果は、受託候補者を決定後、速やかに各参加者に郵送により書面で通知する。

ウ 第1順位の受託候補者が契約を締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

5 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約保証金

会計規則（平成4年岩手県規則第21号）に基づき判断する。

(3) 企画提案書等との関係

企画提案書等に記載された事項は、資料2「業務仕様書」と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と受託候補者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除することがある。

(4) 契約結果の公表

県は、本契約について、契約締結の日から概ね15日以内に、関係事項を岩手県公式ホームページで公表する。

6 公正なプロポーザルの確保

(1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 参加者は、プロポーザルに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

(3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。

(4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

7 その他

(1) 提出書類の取扱い

ア 参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。

イ 提出書類は返却しない。

ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。

(2) プロポーザルに要する経費

プロポーザルに要する経費は、全て参加者が負担するものとする。

(3) その他

ア 参加資格確認申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、入札参加制限等の措置を行うことがある。

イ 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。

【参考】スケジュール

(1) 実施要領等に関する質問票の受付期限	令和8年3月3日(火)午後5時
(2) 質問事項に関する県の回答期日	令和8年3月6日(金)
(3) 参加資格確認申請書類の提出期限	令和8年3月9日(月)午後5時
(4) 参加資格の確認結果通知	令和8年3月11日(水)
(5) 企画提案書等の提出期限	令和8年3月16日(月)午後5時
(6) 企画提案選定委員会	令和8年3月23日(月)予定
(7) 契約締結	令和8年4月上旬